証券コード　8697
平成22年６月１日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長　米　田　道　生

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて，当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ，同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか，議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし，電磁的方法により行使することができますので，いずれかの方法により，平成22年６月21日(月曜日）午後４時50分までに到着するよう，議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　時　平成22年６月22日（火曜日）午前10時
２　場　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
３　目的事項
報告事項　(1) 第９期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）事業報告，連結計算書類及び計算書類報告の件
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　取締役の報酬額改定の件
４　議決権行使についてのお願い
郵送による場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ，平成22年６月21日（月曜日）午後４時50分までに到着するよう，ご返送ください。
インターネットによる場合
３頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご高覧のうえ，平成22年６月21日（月曜日）午後４時50分までに，ご行使ください。

以　上

当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（**http://www.ose.or.jp/**）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は，下記事項をご確認のうえ，行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は，書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1　議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は，パソコンまたは携帯電話（ｉモード，EZweb，Yahoo!ケータイ）※から，当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。)

※「ｉモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ，「EZweb」はKDDI㈱，「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンによる議決権行使は，インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合，アンチウイルスソフトを設定されている場合，proxyサーバーをご利用の場合等，株主様のインターネット利用環境によっては，ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は，ｉモード，EZweb，Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また，セキュリティ確保のため，暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は，平成22年６月21日（月曜日）の午後４時50分まで受け付けいたしますが，お早めに行使していただき，ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2　インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において，議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき，画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため，ご利用の株主様には，議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度，新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3　複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は，株主様のご負担となります。また，携帯電話をご利用の場合は，パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが，これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00，通話料無料）

【添付書類】

事　業　報　告

〔平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで〕

１　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社及び当社の連結子会社であった株式会社ジャスダック証券取引所（以下，「ジャスダック」といいます。）は，平成22年４月１日付で合併いたしました。

当連結会計年度（当期）における我が国経済は，100年に１度といわれる未曾有の危機を乗り越え，大企業を中心に一部持ち直しの兆しがあるものの，国内消費市場の縮小や慢性的なデフレ傾向等により，雇用情勢や中小企業の現況は依然厳しい状況にあります。このような状況を受け，当期における株式市場は，日経平均株価が前連結会計年度（前期）の7,000円～14,400円台に比べ，8,300円～11,000円台と狭いレンジで推移しました。

このような中，当社グループの当期(注)の区分別の営業収益の概況は次のとおりとなりました。

(注)当社は，平成21年３月期第３四半期連結会計期間に子会社を取得したため，平成21年３月期第３四半期連結会計期間より連結財務諸表を作成しておりますが，平成21年３月期第３四半期連結会計期間の末日をみなし取得日としており，前期の連結損益計算書については，第４四半期連結会計期間についてのみ，連結子会社の数値を含めております。

① 参加者料金

当期における当社グループが開設する取引所金融商品市場（以下，「当社グループ市場」といいます。また，当社が開設する取引所金融商品市場を「大証市場」，ジャスダックが開設する取引所金融商品市場を「ＪＡＳＤＡＱ市場」といいます。）のうち，当社が開設するデリバティブ市場では，日経225mini及び日経平均株価オプション取引の取引高が前期を上回ったことで，デリバティブ商品の総取引高が，前期を4.7%上回る１億７千万単位となり，過去最高を更新いたしました。取引金額につきましては，前述のとおり株価の変動幅が比較的狭いレンジでの推移となった影響等により，日経225miniは108兆２千億円と前年同期比で4.1%増加したものの，日経平均株価先物取引は236兆６千億円と前年同期比で34.1%減少しました。また，日経平均株価オプション取引も，４兆７千億円となり，前年同期比で7.5%減少いたしました。

現物市場では，大証市場及びＪＡＳＤＡＱ市場の両方で売買高が前期を上回ったことで，総売買高が，前期を14.7%上回りましたが，総売買代金については，大証市場において売買代金が低迷したことにより，18兆４千億円と前期を29.5%下回りました。

以上の結果，当社グループの参加者料金は127億97百万円（前年同期比1.1%増）となりました。

② 上場賦課金

当期は，金融機関等の発行会社の公募増資等による資金調達が活発に行われた結果，当社グループの上場賦課金は30億36百万円（前年同期比95.6%増）となりました。

③　機器・情報提供料

当期の当社グループ市場における注文・約定のリアルタイム情報や終値情報，コロケーションサービス(注)の利用等による機器・情報提供料は，コロケーションサービスの利用が好調であったことなどにより，68億38百万円（前年同期比23.3%増）となりました。

(注)取引参加者の発注システムを当社の施設内に設置し，当社システムに接続することにより，注文発注の速度を向上させるサービスであります。

④　その他

当期のその他営業収益は，３億49百万円となりました。

(営業収益の内訳)

(単位：百万円，%)

区分		第９期（当期）(平成21年度)		第８期[ご参考](平成20年度)		前年同期比増減率
		営業収益	構成比	営業収益	構成比	
参加者料金		12,797	55.6	12,662	63.1	1.1
	基本料	744	3.2	676	3.4	10.1
	取引手数料	7,461	32.4	6,908	34.4	8.0
	清算手数料	2,619	11.4	3,672	18.3	△28.7
	アクセス料	1,798	7.8	1,305	6.5	37.8
	その他	173	0.8	99	0.5	74.1
上場賦課金		3,036	13.2	1,552	7.7	95.6
	有価証券上場手数料	1,214	5.3	348	1.7	249.0
	上場有価証券年賦課金	1,822	7.9	1,204	6.0	51.3
機器・情報提供料		6,838	29.7	5,545	27.7	23.3
その他		349	1.5	291	1.5	20.0
合計		23,021	100.0	20,051	100.0	14.8

(注)　第８期については，ジャスダックの第４四半期の数値を反映しております。

以上の結果，当社グループの主要な収益である参加者料金，上場賦課金及び機器・情報提供料のいずれにおいても収益実績が前期を上回ったことで，当期の営業収益は前年同期比14.8%増の230億21百万円となりました。一方，販売費及び一般管理費は，新サービス及び新商品の導入に伴う費用や，安定した取引所システムを提供するためのインフラ対応の実施により，減価償却費が47億54百万円となったことなどから，前年同期比24.2%増の152億96百万円となりました。その結果，営業利益は前年同期比0.1%減の77億24百万円，当期純利益は前年同期比1.2%減の62億98百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資額は30億円であり，主に売買システム及び清算システムに係るシステム投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については，すべて自己資金で行っております。

(4) 対処すべき課題

現状において当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

① 市場運営関連の課題

ａ デリバティブ市場関連の課題

当社の株価指数先物・オプション取引は，国内トップシェアを誇っており，特に日経平均株価先物取引，日経225mini及び日経平均株価オプション取引は我が国を代表するデリバティブ商品となっております。デリバティブ市場は今後高い成長性が見込まれる分野として，国内外の取引所が競争力強化に注力しており，前述の日経平均株価先物取引を扱うシンガポール取引所（ＳＧＸ）や国内の他の金融商品取引所と今後も厳しい競争が続くものと思われます。

また，我が国資本市場の競争力強化の観点から，金融・商品間の取引所の相互乗入れによる総合取引所構想など，デリバティブ市場を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。このような環境の変化を適切に捉え，当社市場の競争力強化のための施策を講じていくことが課題であると認識しております。

このような状況に対し，当社は，これまで20時までとしていた株価指数先物・オプション取引のイブニング・セッションについて，本年７月には23時30分までの延長を予定している他，平成23年３月期第４四半期には，デリバティブ売買システムのリプレースを予定するなど，制度面及びシステム面の両面で競争力の強化に努めております。さらに，昨年７月には全く新しい分野への取り組みとして，取引所外国為替証拠金取引（大証ＦＸ）市場を創設し，取引を開始しております。

ｂ 現物市場関連の課題

当社現物市場の中核に位置付けられるのが，市場第一部・第二部，ニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」（以下，「ヘラクレス」といいます。），ＪＡＳＤＡＱ及びＮＥＯです。当社では，我が国経済の成長を支えるこれら市場の品質と効率性・利便性の向上に取り組んでおります。なかでも，ヘラクレス，ＪＡＳＤＡＱ及びＮＥＯは，成長性の高い企業の創成期でのＩＰＯを促進するとともに，継続的に事業を営み，良好な収益性を維持する企業も上場する安定的な市場としての役割を果たしており，新興企業に対し資金調達の場を，また，投資者に有用な投資機会を提供することで，我が国経済の成長に寄与していると考えます。

我が国の新興市場を取り巻く環境は，新規上場会社数が大幅に減少するなど，厳しい状況となっております。このような中，早急な新興市場の信頼回復と，投資者・上場会社の皆様にとって効率的で魅力のある新興市場の構築を目指し，昨年９月にジャスダックを完全子会社とし，本年４月には吸収合併により当社と組織を統合いたしました。今後は，本年秋に予定しているヘラクレス，ＪＡＳＤＡＱ及びＮＥＯとの統合により，信頼性と競争力を備えた新興市場の実現を目指してまいります。

この他，当社では，ＥＴＦ，未公開企業や上場後５年未満の企業等いわゆる新興企業を投資対象とした内国投資証券（ベンチャーファンド）等，特色ある商品を上場しております。なかでも，ＥＴＦについては，昨年８月に上場した原油価格に連動したＥＴＦに続き，本年２月には，情報交換等を目的とした相互協力協定を締結している東京工業品取引所の金先物価格及び白金指数に連動したＥＴＦを上場しました。今後も，投資者のニーズを踏まえつつ，魅力ある上場商品の開発に取り組んでまいります。

c　清算業務関連の課題

当社は，金融商品取引清算機関として，当社の取扱うデリバティブ取引に係る清算業務を行っております。清算機関の役割は，取引の売り手・買い手それぞれの相手方となって個々の信用リスクを遮断し，決済の確実な履行を確保することにあり，金融商品取引清算機関がこうした役割を果たすことによって，初めて金融商品取引市場は十分に機能することが可能となります。

金融・資本市場の不安定化を背景として，このような清算機能の重要性が注目されており，当社もその期待に応えるべく，継続的に適切な清算リスク管理，財務基盤の強化に努めております。清算参加者のポジション管理においては，昨年取引を開始しました大証ＦＸを含めた当社デリバティブ取引の総合ポジションでのモニタリングを行える体制としており，また，リスク量に応じた取引証拠金・清算預託金の受入れを行うなど，清算参加者の破綻に備えた十分な財務資源を確保しております。

さらに，昨今の金融危機や清算機関に関する法制の見直しなど，国内外の清算機関を取り巻く環境の変化に対応した清算機関体制のあり方を検討するため，有識者による検討委員会を設置し，本年３月より議論を行っております。

② 自主規制業務関連の課題

当社は，有価証券市場の売買やデリバティブ取引を公正にし，投資者保護の実現を図るためには，自主規制業務の充実が重要な課題であると位置づけております。本年４月のジャスダックとの経営統合に伴い，両者の有する自主規制業務に関するノウハウが融合することによって，更なるシナジー効果が発揮されることを目指しております。

当社では，社外取締役が過半数を占める「自主規制委員会」を設置し，同委員会が取引参加者の処分，新規上場承認や上場廃止等，自主規制業務に関する事項の決定を行うことにより，自主規制部門の独立性を確保しております。

昨今，上場会社を巡る様々な問題が発生していることを踏まえ，コーポレート・ガバナンスの充実に向けた環境整備や不適切なファイナンスに対する規制等，上場制度の改正に取り組んでまいりました。

本年秋のヘラクレス，ＪＡＳＤＡＱ及びＮＥＯとの統合により誕生する新ＪＡＳＤＡＱ市場においても，新規上場審査で厳正な審査を行い，既上場会社に対しても，適時・適切な会社情報の開示を行わせるとともに，上場適格性を喪失しているような会社に対しては，市場からの退出を求めるなど，更なる上場管理の適正化を図り，新興市場に対する投資者の信頼が回復するよう努めてまいります。

売買審査に関しては，インサイダー取引や相場操縦取引等に対する監視機能の充実を図り，不公正な取引の未然防止に取り組んでまいります。

今後とも自主規制委員会の機能を高め，自主規制業務の一層の強化を図ってまいります。

③ システム関連の課題

近年のＩＴ技術の進展により取引所システムの高度化が急速に進み，その安定性・処理性能等が，市場間競争における優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

このような状況の中，昨年９月にデリバティブ取引の次期売買システムにＮＡＳＤＡＱ ＯＭＸグループ社のパッケージソフトを採用し，平成23年３月期第４四半期の導入に向けて開発作業を鋭意進めております。

今後も継続的なシステムの能力増強・機能拡張等を行い，より利便性・安定性の高い市場運営を行うべく努めてまいります。

④　組織・人事運営関連の課題

本年４月のジャスダックとの経営統合により，人的資源が大幅に拡充するとともに，大阪・東京に２大拠点を有することになりました。こうした経営統合による強みを，新商品・新制度の企画・立案，取引審査・参加者監理・上場審査といった自主規制機能，システム開発といった各分野における取引所機能の強化に繋げるとともに，経営の一層の効率化により，統合効果を最大限発揮してまいります。

また，今後も，事業環境の変化に対応した人材育成や社員教育の強化，経営目標の達成を支える人事制度の確立に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては，今後ともご支援，ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第６期 (平成18年度)	第７期 (平成19年度)	第８期 (平成20年度)	第９期(当期) (平成21年度)
営業収益	―	―	20,051	23,021
経常利益	―	―	9,444	9,160
当期純利益	―	―	6,372	6,298
１株当たり当期純利益	―	―	23,603円	23,326円
総資産	―	―	507,508	320,362
純資産	―	―	46,396	48,429

(注) １　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
２　当社は，第８期より連結計算書類を作成しております。
３　第８期については，ジャスダックの第４四半期の数値を反映しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第６期 (平成18年度)	第７期 (平成19年度)	第８期 (平成20年度)	第９期(当期) (平成21年度)
営業収益	16,093	18,689	18,902	18,080
経常利益	7,058	10,008	9,331	7,684
当期純利益	4,806	6,054	6,318	4,334
１株当たり当期純利益	17,802円	22,422円	23,400円	16,053円
総資産	247,214	361,085	500,947	317,323
純資産	36,691	40,406	44,223	46,439

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しておりますが，平成18年10月１日を効力発生日として普通株式１株を３株に株式分割しておりますので，第６期については，期首に株式分割したものとみなして算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は，子会社であるジャスダックの発行済株式総数の76.1%を保有しておりましたが，昨年９月24日，ジャスダック株式の追加取得を完了し，発行済株式総数の100%を取得いたしました。これにより，ジャスダックは，当社の完全子会社となりました。

また，ジャスダックの子会社である株式会社ジャスダック・システムソリューションは，昨年３月31日に開催された同社の臨時株主総会で解散が決議され，同年10月23日に清算が結了いたしました。

なお，当社は本年４月１日付にて，ジャスダックを吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成22年３月31日現在）

当社グループは，金融商品取引法第２条第17項に規定される取引所金融商品市場を開設し，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引が公正，円滑に行われることを旨として当該市場を運営しております。

また，自主規制機関として市場の公正性，透明性を高め，投資者の信頼を確保するため，不公正取引の監視と未然防止に努めるとともに，相場の公表その他取引所金融商品市場の開設等に附帯する業務を行っております。

さらに，金融商品取引法第２条第29項に規定される金融商品取引清算機関として，当社が取扱うデリバティブ取引について，同第２条第28項に規定される金融商品債務引受業を行っております。

当社グループ市場における売買等の対象，上場会社数並びに取引参加者数及び清算参加者数は，次のとおりであります。

① 売買等の対象

区　　分	売　買　等　の　対　象
大　証　市　場	内国株券，外国株券，内国投資証券（ベンチャーファンド），外国投資証券（カントリーファンド），ETF，カバードワラント，転換社債型新株予約権付社債券等 株価指数先物（日経平均株価，日経225mini，日経株価指数300，Russell / Nomura Prime インデックス），株価指数オプション（日経平均株価，日経株価指数300），個別証券オプション，外国為替証拠金取引
ＪＡＳＤＡＱ市場	内国株券，出資証券，内国投資証券（不動産投資信託証券），転換社債型新株予約権付社債券

② 上場会社数

有価証券区分	上場市場区分	所属区分	上場会社数・銘柄数
株　券	市場第一部・第二部市場	市場第一部	561社
		市場第二部	223社
	ヘラクレス	スタンダード，グロース	149社
	ＪＡＳＤＡＱ市場（うちＮＥＯ）		876(7)社
	計		1,809社
出資証券			1銘柄
内国投資証券			3銘柄
外国投資証券			3銘柄
ＥＴＦ			12銘柄
カバードワラント			26銘柄

(注) 上記の他，当社にはJ－NET市場があり，内国株券，内国投資証券，ETF，カバードワラント等が上場されております。

③　取引参加者数及び清算参加者数

区　　分	当　　社		ジャスダック
取　引　参　加　者	現物・先物取引等・外国為替証拠金取引参加者	7社	98社
	現物・先物取引等取引参加者	69社	
	現物取引参加者	3社	
	先物取引等・外国為替証拠金取引参加者	1社	
	先物取引等取引参加者	12社	
	ＩＰＯ取引参加者	2社	
	外国為替証拠金取引参加者	4社	
	計	98社	
清　算　参　加　者	先物取引等・外国為替証拠金取引清算参加者	9社	
	先物取引等取引清算参加者	79社	
	外国為替証拠金取引清算参加者	3社	
	計	91社	

(8) 主要な営業所（平成22年３月31日現在）

①　当社

本　　店　大阪市中央区北浜一丁目８番16号

東京支社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号

②　子会社

株式会社ジャスダック証券取引所

本　　店　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号

分　　室　東京都中央区新川一丁目28番25号

(9) 従業員の状況（平成22年３月31日現在）

①　当社グループの従業員の状況

従業員数(前期末比増減)
346 名(△22名)

②　当社の従業員の状況

区　分	従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	169 名　(＋ 7)名	41 歳　5 月	12 年　11 月
女　　性	48 名　(△ 2)名	46 歳　5 月	23 年　6 月
合計又は平均	217 名　(＋ 5)名	42 歳　7 月	15 年　3 月

(注) 1　上記従業員には，社外への出向者４名が含まれております。
2　上記従業員には，社外からの出向者14名が含まれております。
3　上記従業員には，執行役員５名が含まれております。

(10) 主要な借入先（平成22年３月31日現在）

該当事項はございません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2　会社の株式に関する事項（平成22年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　930,000株

(2) 発行済株式の総数　270,000株

(3) 株主数　4,202名

(4) 大株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	19,357株	7.17%
2	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	15,774	5.84
3	NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LTD RE NORWEGIAN CLIENTS ACCOUNT	14,628	5.42
4	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,117	2.64
5	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,291	2.33
6	THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	6,268	2.32
7	MORGAN STANLEY & CO.INC	5,984	2.22
8	CREDIT SUISSE SECURITIES(USA) LLC - SPCL. FOR EXCL. BENE	5,886	2.18
9	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,487	2.03
10	三菱UFJ証券株式会社	4,800	1.78

(注)　第９期に次の法人より「大量保有報告書」等の提出があり，下記の報告義務発生日現在における当社株式の所有状況について報告を受けましたが，当社として当該事業年度末現在における実質所有株式数を確認できませんので，上記「大株主」の状況には含めておりません。

なお，「大量保有報告書」等が複数回提出されている場合は，当該事業年度内における持株数に係る最新の報告書の概要を記載しております。

法人名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
フィデリティ投信株式会社	平成22年１月29日	平成22年１月25日	22,903株	8.48%
ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー	平成22年２月19日	平成22年２月15日	18,251	6.76

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3　会社の新株予約権等に関する事項（平成22年３月31日現在）

該当事項はございません。

4　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成22年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
米　田　道　生	代表取締役社長	全般統括，考査室， 大阪中小企業投資育成㈱社外取締役
藤　倉　基　晴	専務取締役	自主規制本部
有　冨　和　利	常務取締役	市場運営本部，システム本部， ＦＸ事業推進プロジェクト
山　澤　光太郎	取　締　役	市場企画本部，東京支社， 次期システム開発プロジェクト， ㈱日本証券クリアリング機構社外取締役
荒　川　洋　二	社外取締役	大阪弁護士会弁護士， ㈱ロイヤルホテル社外監査役， 住友化学㈱社外監査役
奥　田　　務	社外取締役	Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者， ㈱りそなホールディングス社外取締役， ㈱毎日放送社外監査役
川　本　裕　子	社外取締役	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授， ㈱りそなホールディングス社外取締役， マネックスグループ㈱社外取締役， 東京海上ホールディングス㈱社外監査役， ヤマハ発動機㈱社外取締役
堺　屋　太　一 (本名　池口小太郎)	社外取締役	㈱堺屋太一事務所代表取締役， ㈱堺屋太一研究所代表取締役， 富士ソフト㈱社外取締役
森　中　　蕃	社外取締役	光証券㈱代表取締役会長
森　本　　滋	社外取締役	同志社大学大学院司法研究科教授
金　田　尚　武	常勤監査役	
岩　城　　裕	社外監査役	大阪弁護士会弁護士
中　務　裕　之	社外監査役	中務公認会計士・税理士事務所代表， 日本公認会計士協会近畿会会長

(注) 1　当社と社外取締役及び社外監査役の各兼職先との間には，特筆すべき資本・取引関係はありません。

2　社外取締役 荒川洋二は，当社自主規制委員会委員長，同じく川本裕子及び専務取締役 藤倉基晴は，当社自主規制委員会委員であります。

3　社外取締役 荒川洋二，奥田務，川本裕子，堺屋太一，森中蕃，森本滋，及び社外監査役 岩城裕，中務裕之は，㈱大阪証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。

4　社外監査役 中務裕之は，公認会計士及び税理士の資格を有しており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5　社外取締役 奥田務は，平成22年３月１日付で，㈱大丸 代表取締役会長を退任しました。

6　社外監査役 中務裕之は，平成22年６月21日付で，日本公認会計士協会近畿会会長を退任する予定です。

7　平成22年４月１日をもって，取締役の「執行を管理・監督し，経営の意思決定を行う機能」と，業務執行取締役として「執行にあたる機能」を役職名上明確にするため，業務執行取締役に執行役員としての役職名を新たに付与し，併せて，業務執行取締役の役名の変更を行いました。これに伴い，藤倉基晴は専務取締役から取締役に，有冨和利は常務取締役から取締役に変更になりました。また，組織変更に伴い，山澤光太郎の担当から東京支社が削除となりました。

(2) 執行役員の氏名等（平成22年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　当　業　務
中　川　博　司	常務執行役員	経営管理本部 経営企画グループ，財務グループ 市場企画本部 マーケティンググループ大阪
政　次　保　孝	常務執行役員	経営管理本部 総務グループ，人事グループ
村　田　雅　幸	執　行　役　員	東京支社付 新市場設立準備担当
神　木　龍　哉	執　行　役　員	市場運営本部
川　本　哲　也	執　行　役　員	自主規制本部 自主規制総務グループ，上場グループ

(注)　上記(1)の(注)７に記載のとおり，平成22年４月１日をもって，役名及び組織変更を行いましたので，執行役員体制は次のとおりとなりました。

氏　　名	地　　位	担　当　業　務
米　田　道　生	社長執行役員	全般統括，考査室
藤　倉　基　晴	副社長執行役員 自主規制責任者	自主規制本部
松　本　　学	副社長執行役員	ジャスダック本部 市場企画本部 大阪マーケティンググループ
有　冨　和　利	常務執行役員	市場運営本部 システム本部 ＦＸ事業推進プロジェクト
山　澤　光太郎	常務執行役員	市場企画本部 市場企画グループ，東京マーケティンググループ， 次期システム開発プロジェクト
小　林　繁　治	上席執行役員 自主規制副責任者	自主規制本部 東京上場グループ
中　川　博　司	上席執行役員	経営管理本部 財務グループ， 市場企画本部 大阪マーケティンググループ
政　次　保　孝	上席執行役員	経営管理本部 経営企画グループ，総務グループ
丸　山　雅　彦	上席執行役員	経営管理本部 人事グループ
村　田　雅　幸	執　行　役　員	ジャスダック本部 上場サポートグループ，上場サービス開発グループ
神　木　龍　哉	執　行　役　員	市場運営本部
川　本　哲　也	執　行　役　員	自主規制本部 自主規制総務グループ，大阪上場グループ
両　國　太　輔	執　行　役　員	ジャスダック本部 東京取引管理グループ

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：名，百万円)

区　　分	取締役		監査役		計	
	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額
① 報酬等の総額	11	185	5	27	16	212
② うち社外役員の報酬等の総額	6	35	3	7	9	42
③ ①のうち役員賞与	4	29	―	―	4	29

(注) 1　会社法施行規則に基づき，当事業年度に係る金額を表示しております。
2　取締役の報酬は，職務・職責に応じた月額報酬に加え，常勤取締役には業績に応じた賞与を支給しております。また，退職慰労金制度は廃止しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

① 取締役　荒川　洋二

ア　取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しております。

② 取締役　奥田　　務

ア　取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な上場会社経営者としての立場より，発言しております。

③ 取締役　川本　裕子

ア　取締役会への出席状況

出席率は91%であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

④ 取締役　堺屋　太一

ア　取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

⑤　取締役　森中　　蕃

ア　取締役会への出席状況

出席率は91%であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑥　取締役　森本　　滋

ア　取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

⑦　監査役　岩城　　裕

ア　取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

イ　監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

ウ　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しております。

⑧　監査役　中務　裕之

ア　取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

イ　監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

ウ　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な会計専門家としての立場より，発言しております。

(5) 責任限定契約に関する事項

①　当社は各社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

②　当社は各社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はございません。

5　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人に対する報酬等の額

①　公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　48百万円

②　当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　48百万円

(注)　当社及び子会社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と，金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は，会社法第340条第１項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか，会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等には，監査役会の同意又は請求により，解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6　会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は，ジャスダックとの経営統合等を踏まえ，本年４月１日付で，内部統制システム構築・運営の基本方針を一部見直しました。

現行の基本方針は次のとおりです。

①　内部統制システム構築・運用の基本方針

ア　上場証券取引所として相応しい組織であるために，かつ，行動規範に定めるコーポレートアイデンティティーに合致するように，当社がこれまでに構築してきた内部統制システムについて，会社法の規定に沿って整理する。

イ　社会情勢や当社を取り巻く経済環境の変化等に対応するために，少なくとも年１回，取締役会において審議し，必要に応じて改正することとする。

②　当社の内部統制システム

ア　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア)　当社の公共性，透明性向上，市場参加者の意見を反映させるため，常勤取締役より社外取締役の人数を多くし，社外取締役は原則として独立役員とし，若干名以上を有識者・学識経験者から選任する。

(イ) 当社の自主規制業務の独立性を確保するため，金融商品取引法に基づいて，取締役３名以上（うち過半数は社外取締役）で構成される自主規制委員会を設置する。

(ウ) 当社の業務に関する重要事項を専門的に審議し，幅広い意見を集約するため，次の各委員会を設置する。

a 市場運営委員会
b 清算業務委員会
c 清算リスク評価委員会
d 規律委員会
e 上場委員会

(エ) 役職員が順守すべき「行動規範」その他の社内規則を定め，あらゆる企業活動の場面において法令及び定款その他の社内規則に適合するよう行動するとともに，担当執行役員及び管理職に対して指導・監督責任を課す。

(オ) 当社における法令順守の状況等を組織横断的に把握し，必要に応じて全社的な調整・対処を図るため，経営管理本部総務グループをコンプライアンス統括部門とし，コンプライアンス担当執行役員を定める。コンプライアンス統括部門は，人事グループと協力して，定期的に社内研修を実施し，コンプライアンス意識の向上に努めている。また，社長執行役員直轄の考査室を設置し，業務考査等を通じて，法令等の順守状況を確認している。なお，経営管理本部総務グループがコンプライアンスに関して統括業務を執行する際には，考査室及び監査役室と協議するものとする。

(カ) 業務執行に当たって法令又は定款その他の社内規則に抵触するおそれがあると判断される事項については，コンプライアンス統括部門との協議及び法律専門家の意見等を踏まえ，担当執行役員及び管理職の責任において疑義を解消した上で，業務を執行する。

(キ) 内部牽制機能を高め，不正行為の抑止等を図る観点から，役職員に関する不正行為等の通告を受け付けるコンプライアンス・ホットライン及びホットライン委員会（社外取締役，弁護士等の外部委員を含む。）を設置する。

(ク) 「反社会的勢力の排除に係る基本方針」を策定し，ＨＰで公表するとともに，次の取組を行っている。

a 反社排除に係る社内規則及び対応マニュアルの整備
b 取引先等との暴力団排除に係る覚書の締結
c 関係機関との連携強化

(ケ) 「個人情報保護ポリシー」及び金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に従った「個人データの安全管理措置等に関する取扱い」等を定め，個人情報を保護している。

（コ） 当社では，事業の公共性，特殊性に鑑み，役職員に対して原則として有価証券の売買等を禁止している。

イ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ア） 次の諸規程を定め，情報の保存及び管理を行う。

a　文書規程

b　内部情報管理規程

c　機密情報の取扱いに関する規則

d　情報セキュリティポリシー

（イ） 取締役及び執行役員の業務執行に係る情報として，上記諸規程に基づき，次の文書をはじめとする各種文書について保存期間を定め，組織的な記録の保存を行う。

a　株主総会議事録

b　取締役会議事録

c　自主規制委員会議事録

d　経営執行委員会議事録

e　稟議書

f　その他重要な文書

ウ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア） 当社の経営上のリスクを識別した上で，リスク管理方法等について定めた「リスク管理規程」を制定している。

全部署に「リスク管理責任者」を置き，担当部署のリスクの識別，リスクの大きさ・影響度，発生可能性の分析を義務付けている。

リスク分析等の結果を踏まえ，リスクの高い業務プロセスに関してはマニュアルの策定等のリスクへの適切な対応を図る。

（イ） 経営管理本部総務グループをリスク管理統括部門とし，リスク管理責任者の行った分析結果をリスク管理統括部門において一元的に集約・評価する。

リスク管理の状況等を組織横断的に情報収集，分析・評価結果に対する改善指図，全社的なリスク回避策等の策定，調整，対処等を統制する「リスク管理委員会」を設置する。

その他，必要に応じて全社的な調整・対処を行い，災害発生時の事業継続計画（BCP）の策定を図るなど，緊急時の体制を整備する。

（ウ） 当社事業におけるシステムの重要性に鑑みて，システムに関するリスクについては特段の対応を図る必要があることから，市場運営・システム運行に関わる関係部署が参加するシステム運行管理委員会（委員長：システム本部担当執行役員）を設置し，システムの処理能力，運行状況，リスクに関する認識の共有化を図り，業務上の留意点の確認やシステム障害時の事業継続計画（BCP）及び緊急対応計画等を策定することにより事前のリスク管理の実効性を高める。

（エ）　上記リスクが顕在化し，危機が発生した場合には，社長執行役員をトップとする各危機に応じた対策本部を設置することとし，全社的な情報の収集，対策の策定及び指図を迅速に行う。

エ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）　執行役員制度を導入し，常勤取締役が，業務執行権限を取締役でない執行役員に委譲して，執行責任を明確にした上で，効率的に業務を遂行させる。

（イ）　取締役会での議論をより円滑に進めるため，常勤取締役及び執行役員から構成される経営執行委員会を設置し，取締役会での意思決定を要する事項の事前審議を行っている。

（ウ）　常勤取締役及び執行役員の業務分担を定めるとともに，「組織規程」によって各部署の事務分掌等を，「稟議規則」によって決裁権限をそれぞれ定め，指揮・命令系統及び業務執行責任を明確化する。

（エ）　取締役会において，毎年度末に翌期の業務計画及び予算並びに翌期を初年度とする３か年の中期経営計画を策定し，この過程において，業務計画に合わせて経営資源を効率的に配分するよう努め，その進捗状況・結果については，経営執行委員会において審議し，取締役会に報告している。

オ　当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には企業集団に該当する子会社はありません。

カ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項，当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ア）　監査役の職務を補助すべき者として，監査役室を設置し，専任の担当者を置く。

（イ）　監査役室の取締役からの独立性を確保するため，監査役室の体制，異動，考課については，事前に常勤監査役の同意を得る。

（ウ）　監査役は，監査役室所属の職員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし，監査役より監査業務に必要な指示を受けた職員はその指示に関して，取締役，執行役員等の指揮命令を受けないものとする。

キ　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ア）　常勤取締役，執行役員及び職員は，あらかじめ監査役と協議して定めた報告事項について実効的かつ機動的に報告を行う。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，定例的に報告すべき事項のほか，会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは，直ちに監査役に報告を行う。

（ウ）　監査役は，常勤取締役及び執行役員に対して，必要な調査・報告等を要請することができ，経営執行委員会その他の重要会議に出席して必要な説明を求めることができる。

ク　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）　社外監査役は原則として独立役員としている。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，必要に応じて監査役と会合を持ち，経営方針，当社が対処すべき課題，当社を取巻くリスクのほか，監査役監査の整備状況，監査上の重要課題等について意見を交換し，監査役監査の重要性と相互認識の理解を深めるよう努める。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は，会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については，特に定めておりません。

ただし，当社株式（議決権）の一定数以上の取得・保有については，次のような法律による規制があります。

（ご参考）　関係条文抜粋

①　金融商品取引法第103条の２第１項

何人も，株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には，百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し，又は保有してはならない。ただし，認可金融商品取引業協会，金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が取得し，又は保有する場合は，この限りでない。

②　金融商品取引法第106条の３第１項

地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条，第106条の14及び第106条の17において「地方公共団体等」という。）は，第103条の２第１項の規定にかかわらず，内閣府令で定めるところにより，内閣総理大臣の認可を受けて，株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し，又は保有することができる。

◎　以上のご報告は，次により記載しております。

1　記載金額は，表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2　比率（%）は，表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成22年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**304,932**	**流動負債**	**268,007**
現金及び預金	33,115	短期借入金	0
営業未収入金	1,788	未払金	324
有価証券	8,528	未払費用	845
前払費用	142	未払法人税等	1,642
取引証拠金特定資産	218,012	未払消費税等	150
清算預託金特定資産	42,801	預り金	3,949
繰延税金資産	210	取引証拠金	218,012
その他	342	清算預託金	42,801
貸倒引当金	△7	賞与引当金	216
固定資産	**15,429**	役員賞与引当金	29
有形固定資産	**2,825**	繰延税金負債	9
建物	1,491	その他	24
構築物	1	**固定負債**	**3,925**
情報システム機器	822	長期借入金	1
工具器具備品	154	長期預り金	480
土地	99	信認金	589
建設仮勘定	256	退職給付引当金	2,258
無形固定資産	**6,385**	繰延税金負債	0
ソフトウエア	5,375	負ののれん	544
ソフトウエア仮勘定	972	その他	52
その他	37	**負債合計**	**271,933**
投資その他の資産	**6,217**	**純資産の部**	
投資有価証券	2,902	**株主資本**	**48,416**
長期貸付金	22	**資本金**	**4,723**
長期前払費用	24	**資本剰余金**	**4,825**
差入保証金	326	**利益剰余金**	**38,867**
信認金特定資産	589	**評価・換算差額等**	**13**
繰延税金資産	2,326	その他有価証券評価差額金	13
その他	90		
貸倒引当金	△63	**純資産合計**	**48,429**
資産合計	**320,362**	**負債・純資産合計**	**320,362**

連結損益計算書

〔平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで〕

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**23,021**
参加者料金	12,797	
上場賦課金	3,036	
機器・情報提供料	6,838	
その他	349	
販売費及び一般管理費		**15,296**
営業利益		**7,724**
営業外収益		**1,460**
受取利息	1,035	
受取配当金	48	
負ののれん償却額	311	
その他	64	
営業外費用		**24**
支払利息	12	
その他	12	
経常利益		**9,160**
特別利益		**659**
貸倒引当金戻入額	6	
取引参加者過怠金	38	
負ののれん発生益	567	
システム変更損失引当金戻入額	34	
その他	13	
特別損失		**458**
固定資産除却損	57	
減損損失	371	
システム解約損失	21	
その他	8	
税金等調整前当期純利益		**9,361**
法人税，住民税及び事業税		3,421
法人税等調整額		△476
法人税等合計		**2,945**
少数株主損益調整前当期純利益		**6,415**
少数株主利益		117
当期純利益		**6,298**

連結株主資本等変動計算書

〔平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成21年３月31日残高	4,723	4,825	34,729	44,278
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	△2,160	△2,160
当期純利益	－	－	6,298	6,298
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	4,138	4,138
平成22年３月31日残高	4,723	4,825	38,867	48,416

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成21年３月31日残高	△5	△5	2,124	46,396
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△2,160
当期純利益	－	－	－	6,298
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	19	19	△2,124	△2,105
連結会計年度中の変動額合計	19	19	△2,124	2,032
平成22年３月31日残高	13	13	－	48,429

連　結　注　記　表

〔平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで〕

１　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　１社

主要な連結子会社の名称

株式会社ジャスダック証券取引所

なお，株式会社ジャスダック・システムソリューションは当連結会計年度中に清算結了したため，上記連結子会社の数には含まれておりませんが，清算結了日までの損益計算書については連結しております。

②　主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

③　他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は，連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

１　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

ａ　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

ｂ　その他有価証券

時価のあるものについては，主として連結決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

２　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

当社

定額法を採用しております。

連結子会社

定率法を採用しております。ただし，平成10年４月以降に取得した建物（附属設備を除く）については，定額法を採用しております。

なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　15年～50年

情報システム機器　　２年～８年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウエアの償却年数については，社内における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお，所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち，リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④　長期前払費用

均等償却によっております。

なお，償却期間については，法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は，連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し，換算差額は損益として処理しております。

4　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき，当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

なお，連結子会社の退職給付債務の計算は簡便法によっております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号平成20年７月31日）を適用しております。

これによる営業利益，経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また，本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。

5　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は，全面時価評価法によっております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは，３年間で均等償却しております。

(7) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日），「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日），「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日），「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日），「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）が平成21年４月１日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い，当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用しております。

2　連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は，百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,483百万円

(3) 偶発債務

株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他５社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，または不履行の恐れが生じたことに起因して，クリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。

なお，当社グループの損失補償限度額は3,569百万円であります。

(4) 取引証拠金特定資産等

当社では，約定時から決済時までにおける清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者等から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理されているため，連結貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(5) 担保受入金融資産の時価評価額

連結貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	432,478百万円
信認金代用有価証券	241百万円
清算預託金代用有価証券	53,582百万円

上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

3　連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は，百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	270,000	－	－	270,000

(3) 配当に関する事項

a　配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成21年６月19日定時株主総会	普通株式	1,215	4,500	平成21年３月31日	平成21年６月22日
平成21年10月27日取締役会	普通株式	945	3,500	平成21年９月30日	平成21年12月１日

b　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年６月22日開催の定時株主総会の議案として，普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	1,485百万円
１株当たり配当額	5,500円
基準日	平成22年３月31日
効力発生日	平成22年６月23日

なお，配当原資については，利益剰余金とすることを予定しております。

4　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税法上の繰越欠損金	2,505百万円
退職給付引当金	917百万円
前受収益	339百万円
無形固定資産減価償却	684百万円
有形固定資産減価償却	238百万円
研究開発費	232百万円
長期前払費用償却	99百万円
賞与引当金	88百万円
ゴルフ会員権評価額	62百万円
投資有価証券評価損	70百万円
長期未払金	21百万円
貸倒引当金	28百万円
未払事業税	127百万円
その他	60百万円
繰延税金資産小計	5,476百万円
評価性引当額	△2,911百万円
繰延税金資産合計	2,565百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△38百万円
繰延税金負債合計	△38百万円
繰延税金資産の純額	2,526百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
税額控除	△0.2%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額	△3.8%
負ののれん	△3.8%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5%

5　金融商品に関する注記

（追加情報）

当連結会計年度より，「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

(1)　金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは，資金運用については安全性の高い国債等の有価証券及び預金を中心に行っております。また，借入等による資金調達は行っておりません。なお，当社グループは，デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券のうち株式は，市況価格変動リスクに晒されておりますが，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，定期的に時価及び発行体の財務状況を把握し，時価の変動が著しい場合については，取締役会に報告しております。債券は，通常，発行体リスク等の信用リスクに晒されますが，当社グループは有価証券運用規程に従い，安全性の高い国債等のみを対象としているため，信用リスクは僅少であります。

連結貸借対照表に計上されております資産（負債）の取引証拠金特定資産（取引証拠金），清算預託金特定資産（清算預託金），信認金特定資産（信認金）は，約定時から決済時までにおける清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者等からの預託を受けているものであります。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理しております。なお当該資産は，現金及び預金としているためリスクは僅少であります。

預り金は，営業取引等において一時的に預っているものであり，利息は発生しておらず，リスクは僅少であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には，市場価格に基づく価額のほか，市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては，変動要因を織り込んでいるため，異なる前提条件等を採用することにより，当該価額が変動することもあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりであります。なお，時価を把握することが極めて困難と認められるものは，次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	33,115	33,115	-
② 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,006	3,010	4
その他有価証券	7,463	7,463	-
③ 取引証拠金特定資産（取引証拠金）	218,012	218,012	-
④ 清算預託金特定資産（清算預託金）	42,801	42,801	-
⑤ 信認金特定資産（信認金）	589	589	-
⑥ 預り金	3,949	3,949	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

② 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について，株式は金融商品取引所の価格によっており，債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

③ 取引証拠金特定資産（取引証拠金）

随時行われる返戻に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

④ 清算預託金特定資産（清算預託金）

随時行われる返戻に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

⑤ 信認金特定資産（信認金）

随時行われる返戻に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

⑥ 預り金

一時的に預かっているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式は，市場価額がなく，かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず，時価を把握することが極めて困難と認められるため，「②有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	950
金銭信託	10

（注３）満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金のうち 満期のあるもの	18,000	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(国債・地方債)	2,500	500	-	-
その他有価証券のうち 満期のあるもの(国債・地方債)	6,000	1,000	-	-

６　賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　179,368円　39銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	(百万円)	48,429
普通株式に係る純資産額	(百万円)	48,429
普通株式の発行済株式数	(株)	270,000
普通株式の自己株式数	(株)	―
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	(株)	270,000

(2) １株当たり当期純利益　23,326円　39銭

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	(百万円)	6,298
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	6,298
普通株式の期中平均株式数	(株)	270,000

8　退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は，確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①　退職給付債務	1,830百万円
②　未積立退職給付債務	1,830百万円
③　未認識数理計算上の差異	411百万円
④　未認識過去勤務債務	16百万円
⑤　退職給付引当金（②＋③＋④）	2,258百万円

(注)　連結子会社の退職給付債務の計算は簡便法によっております。

(3) 退職給付費用に関する事項

①　勤務費用	167百万円
②　利息費用	17百万円
③　数理計算上の差異の費用処理	△83百万円
④　過去勤務債務の費用処理	△2百万円
⑤　退職給付費用（①＋②＋③＋④）	98百万円

(注) 1　過去勤務債務の費用処理額については，過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。
　　 2　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は，「①勤務費用」に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①　退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
②　割引率	1.5%
③　数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。）
④　過去勤務債務の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。）

9　減損損失に関する注記

当社グループは，当連結会計年度において，減損損失を計上しております。

種類	場所	用途	減損損失
ソフトウエア	大阪府 吹田市	上場商品に係る ソフトウエア	371百万円

当社グループは，金融商品市場開設に係る事業を単一事業としております。事業用資産は全体で一つの資産グループとしておりますが，遊休状態にある資産については，個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

なお，特定の上場商品に係るソフトウエアの稼働率は，対象商品の売買高の低迷により著しく低下した状態が継続しており，回復する見込みがない遊休状態となっております。そのため帳簿価額を回収可能価額まで減額し，当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は，正味売却価額により算定しており，他への転用や売却が困難であるため，備忘価額で評価しております。

10　企業結合等に関する注記

（共通支配下の取引等）

(1)　結合当事企業の名称及び事業の内容，企業結合日，企業結合の法的形式，結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称	株式会社ジャスダック証券取引所
結合当事企業の事業の内容	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための市場施設の提供，相場の公表及び有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務等
企業結合日	平成21年９月24日
企業結合の法的形式	株式取得（少数株主からの株式取得）
結合後企業の名称	株式会社ジャスダック証券取引所
取引の目的を含む取引の概要	当社が被取得企業を完全子会社化した上で将来的に当社と被取得企業の開設・運営している新興市場をグループ化することで，国内新興市場におけるリーディング・マーケットを形成し，強い競争力を背景とした市場の質の向上に努めることが，当社及び被取得企業の直面する課題の有力な解決策となるとともに，我が国資本市場の国際競争力の強化にも繋がるものと考えています。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会　企業会計基準第21号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会　企業結合会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき，共通支配下の取引として処理しております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得対価

株式会社ジャスダック証券取引所の普通株式　　1,673百万円

取得原価　　1,673百万円

なお，すべて現金で支出しております。

(4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 負ののれん発生益の金額

567百万円

② 発生原因

子会社の追加取得に係る取得原価と当該追加取得に伴う少数株主持分の減少金額との差額によるものであります。

貸借対照表

(平成22年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**296,309**	**流動負債**	**267,896**
現金及び預金	30,877	短期借入金	0
営業未収入金	1,480	未払金	324
有価証券	2,509	未払費用	716
前払費用	106	未払法人税等	1,639
取引証拠金特定資産	218,012	未払消費税等	150
清算預託金特定資産	42,801	預り金	3,896
繰延税金資産	210	取引証拠金	218,012
その他	317	清算預託金	42,801
貸倒引当金	△4	賞与引当金	112
固定資産	**21,014**	役員賞与引当金	29
有形固定資産	**2,575**	その他	214
建物	1,329	**固定負債**	**2,987**
構築物	1	長期借入金	1
情報システム機器	817	長期預り金	480
工具器具備品	80	信認金	292
土地	96	退職給付引当金	1,514
建設仮勘定	249	その他	699
無形固定資産	**6,289**	**負債合計**	**270,884**
ソフトウエア	5,306	**純資産の部**	
ソフトウエア仮勘定	972	**株主資本**	**46,397**
その他	10	**資本金**	**4,723**
投資その他の資産	**12,149**	**資本剰余金**	**4,825**
投資有価証券	1,778	資本準備金	4,825
関係会社株式	7,533	**利益剰余金**	**36,849**
長期前払費用	22	利益準備金	322
長期貸付金	22	その他利益剰余金	36,526
差入保証金	173	違約損失準備金	2,569
信認金特定資産	292	先物取引等違約損失準備金	7,011
長期繰延税金資産	2,326	別途積立金	5,302
その他	52	繰越利益剰余金	21,643
貸倒引当金	△52	**評価・換算差額等**	**41**
		その他有価証券評価差額金	41
資産合計	**317,323**	**純資産合計**	**46,439**
		負債・純資産合計	**317,323**

損　益　計　算　書

〔平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで〕

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**18,080**
参加者料金	10,303	
上場賦課金	2,079	
機器・情報提供料	5,516	
その他	181	
販売費及び一般管理費		**11,959**
営業利益		**6,121**
営業外収益		**1,588**
受取利息	959	
受取配当金	48	
業務受託料	525	
その他	54	
営業外費用		**24**
支払利息	12	
その他	12	
経常利益		**7,684**
特別利益		**20**
貸倒引当金戻入額	1	
取引参加者過怠金	19	
特別損失		**399**
固定資産除却損	28	
減損損失	371	
税引前当期純利益		**7,305**
法人税，住民税及び事業税		3,447
法人税等調整額		△476
法人税等合計		**2,971**
当期純利益		**4,334**

株主資本等変動計算書

〔平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成21年３月31日残高	4,723	4,825	4,825
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	―	―	―
当期純利益	―	―	―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	―
平成22年３月31日残高	4,723	4,825	4,825

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		違約損失準備金	先物取引等違約損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成21年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	19,468	34,674	44,223
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	―	―	―	―	△2,160	△2,160	△2,160
当期純利益	―	―	―	―	4,334	4,334	4,334
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	―	―	―	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	2,174	2,174	2,174
平成22年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	21,643	36,849	46,397

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成21年３月31日残高	―	―	44,223
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	―	―	△2,160
当期純利益	―	―	4,334
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	41	41	41
事業年度中の変動額合計	41	41	2,216
平成22年３月31日残高	41	41	46,439

個　別　注　記　表

〔平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで〕

１　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

②　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③　その他有価証券

時価のあるものについては，主として期末日前１ヶ月の市場価格平均に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
情報システム機器	２年～６年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウェアの償却年数については，当社における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお，所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち，リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④　長期前払費用

均等償却によっております。

なお，償却期間については，法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は，決算日の直物為替相場により円貨に換算し，換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当期末における退職給付債務の見込額に基づき，当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務については，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）を適用しております。

これによる営業利益，経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また，本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2　貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,419百万円

(3) 偶発債務

株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他６社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，または不履行の恐れが生じたことに起因して，クリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。

なお，当社の損失補償限度額は2,569百万円であります。

(4) 取引証拠金特定資産等

当社では，約定時から決済時までにおける清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者等から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理されているため，貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(5) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	432,478百万円
信認金代用有価証券	241百万円
清算預託金代用有価証券	53,582百万円

上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	189百万円
長期金銭債務	647百万円

3　損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	8百万円
販売費及び一般管理費	58百万円
営業取引以外の取引による取引高	525百万円

4　株主資本等変動計算書に関する注記

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

5　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	615百万円
無形固定資産減価償却	680百万円
有形固定資産減価償却	211百万円
前受収益	339百万円
貸倒引当金	23百万円
研究開発費	232百万円
長期前払費用償却	97百万円
賞与引当金	45百万円
ゴルフ会員権評価額	57百万円
投資有価証券評価損	70百万円
長期未払金	21百万円
未払事業税	127百万円
その他	42百万円
繰延税金資産小計	2,565百万円
評価性引当額	―
繰延税金資産合計	2,565百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△28百万円
繰延税金負債合計	△28百万円
繰延税金資産の純額	2,536百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため記載を省略しております。

6　関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ジャスダック証券取引所	(所有) 直接100%	当社システムの賃貸	システム利用料等	525	流動負債その他 固定負債その他	189 647

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)　価格その他の取引条件は，市場価格及び総原価等を勘案して，交渉により一般取引と同様に決定しております。

(注2)　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　171,998円46銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	(百万円)	46,439
普通株式に係る純資産額	(百万円)	46,439
差額の主な内訳	(百万円)	―
普通株式の発行済株式数	(株)	270,000
普通株式の自己株式数	(株)	―
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	(株)	270,000

(2)　１株当たり当期純利益　16,053円69銭

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	(百万円)	4,334
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	4,334
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数	(株)	270,000

8　退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①	退職給付債務	1,086百万円
②	未積立退職給付債務	1,086百万円
③	未認識数理計算上の差異	411百万円
④	未認識過去勤務債務	16百万円
⑤	退職給付引当金（②＋③＋④）	1,514百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

①	勤務費用	77百万円
②	利息費用	17百万円
③	数理計算上の差異の費用処理	△83百万円
④	過去勤務債務の費用処理	△2百万円
⑤	退職給付費用（①＋②＋③＋④）	8百万円

(注)　過去勤務債務の費用処理額については，過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①	退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
②	割引率	1.5%
③	数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。）
④	過去勤務債務の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。）

9　減損損失に関する注記

当社は，当事業年度において，減損損失を計上しております。

種類	場所	用途	減損損失
ソフトウエア	大阪府 吹田市	上場商品に係る ソフトウエア	371百万円

当社は，金融商品市場開設に係る事業を単一事業としております。事業用資産は全体で一つの資産グループとしておりますが，遊休状態にある資産については，個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

なお，特定の上場商品に係るソフトウエアの稼働率は，対象商品の売買高の低迷により著しく低下した状態が継続しており，回復する見込みがない遊休状態となっております。そのため帳簿価額を回収可能価額まで減額し，当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は，正味売却価額により算定しており，他への転用や売却が困難であるため，備忘価額で評価しております。

10　重要な後発事象に関する注記

（子会社の吸収合併）

当社は，平成21年12月16日開催の取締役会決議に基づき，平成22年４月１日，完全子会社である株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

当社及び被合併会社である株式会社ジャスダック証券取引所が，開設・運営している新興市場を統合することで，国内新興市場におけるリーディング・マーケットを形成し，強い競争力を背景とした市場の質の向上に努めることが，当社及び被合併会社の直面する課題の有力な解決策となるとともに，我が国資本市場の国際競争力の強化にも資すると判断したため，平成22年４月１日をもって吸収合併いたしました。

(2) 吸収合併の相手会社についての事項

① 商号：株式会社ジャスダック証券取引所
② 本店の所在地：東京都中央区日本橋茅場町１丁目５番８号
③ 代表者の氏名：代表執行役社長　松本　学
④ 資本金の額：１,030百万円
⑤ 純資産の額：10,067百万円
⑥ 総資産の額：11,408百万円
⑦ 従業員数：132人
⑧ 事業の内容：有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための市場施設の提供，相場の公表及び有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務等

（注）純資産の額，総資産の額並びに従業員数は平成22年３月31日現在の数値であります。

(3) 吸収合併の相手会社の直近事業年度の営業収益及び当期純利益（平成22年３月期）

① 営業収益　：４,949百万円
② 当期純利益：１,394百万円

(4) 吸収合併の要旨

① 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で株式会社ジャスダック証券取引所は解散いたしました。

② 吸収合併消滅会社の大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成22年３月31日現在）

株式会社大阪証券取引所　　100％

③ 吸収合併に係る割当の方式

株式会社ジャスダック証券取引所は，平成22年３月31日時点で当社の完全子会社であったため，本合併による新株の発行，資本金の増加及び合併交付金の支払いはありません。

④ 企業結合の法的形式

共通支配下の取引

（当社を存続会社とする簡易合併方式）

⑤ 結合後企業の名称

株式会社大阪証券取引所

(5) 合併による引継ぎ財産

資産合計：11,408百万円
負債合計：１,340百万円

(6) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会　平成21年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成21年12月26日）に基づき，共通支配下の取引として会計処理をいたします。

なお，合併効力発生日において吸収合併消滅会社から受け入れる資産及び負債の差額と，当社が所有する子会社株式の帳簿価額との差額を特別利益（抱合せ株式消滅差益）として，2,013百万円計上いたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月12日

株式会社大阪証券取引所
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　目 加 田　雅　洋　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　松　井　理　晃　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大阪証券取引所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月12日

株式会社大阪証券取引所
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　目 加 田　雅　洋　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　松　井　理　晃　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社ジャスダック証券取引所を平成22年４月１日付で吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　　査　　報　　告　　書

当監査役会は，平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は，当期の監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか，取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また，取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお，金融商品取引法第24条の４の４第１項及び第193条の２第２項に定める財務報告に係る内部統制については，取締役等及びあずさ監査法人に対し当該内部統制の評価及び監査の状況について説明を求め，本監査報告書の作成時点において，取締役から財務報告に係る内部統制は有効である旨の報告を，あずさ監査法人から重要な欠陥に相当すると思われる不備は認識していない旨の報告を，それぞれ受けました。

子会社については，子会社の取締役及び監査委員等と意思疎通及び情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年５月14日

株式会社大阪証券取引所　監査役会

常勤監査役　金　田　尚　武　㊞

監　査　役　岩　城　　裕　㊞

監　査　役　中　務　裕　之　㊞

(注)　監査役岩城裕及び監査役中務裕之は，会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は，株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しております。

当社は，取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ，安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし，業績の進捗状況に応じて配当性向等を勘案のうえ，積極的に利益還元を行う方針です。具体的には，配当性向を40％程度としつつ，純資産配当率（DOE）４％程度(注）を下限の目途として，配当を実施したいと考えております。

この方針に基づき，当期の期末配当金につきましては，１株当たり5,500円とさせていただきたいと存じます。これにより，当期の年間配当金は中間配当金3,500円を含めて9,000円となり，前期に比べ500円の増配となります。

(注）純資産から違約損失準備金及び先物取引等違約損失準備金を控除して算出しております。

本議案に関する事項

(1) 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
　金銭1,485,000,000円

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
　１株につき5,500 円

(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
　平成22年６月23日

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は，本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので，取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	よねだみちお 米田道生 (昭和24年６月14日生)	昭和48年４月　日本銀行入行 平成７年７月　同行秋田支店長 平成10年５月　同行札幌支店長 平成12年４月　大阪証券取引所常務理事 平成13年４月　当社常務取締役 平成14年10月　当社専務取締役 平成15年12月　当社代表取締役社長 平成22年４月　当社代表取締役社長 社長執行役員(現任) (担当)　全般統括，考査室 (重要な兼職の状況) 大阪中小企業投資育成㈱社外取締役	64株
2	ふじくらもとはる 藤倉基晴 (昭和22年８月19日生)	昭和46年７月　大蔵省入省 昭和62年７月　内閣官房内閣審議官 平成元年６月　大蔵省証券局業務課投資管理室長 平成３年６月　同省国際金融局国際資本課長 平成７年５月　同省関税局総務課長 平成８年７月　同省横浜税関長 平成９年７月　国税庁長官官房国税審議官 平成12年７月　国際金融公社東京駐在特別代表 平成17年10月　当社顧問 平成18年６月　当社常務取締役 平成21年６月　当社専務取締役 平成22年４月　当社取締役 副社長執行役員（現任） (担当)　自主規制本部	35株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	まつもとまなぶ ※ 松本　学 (昭和25年６月19日生)	昭和50年４月　野村證券㈱(現　野村ホールディングス㈱)入社 平成10年６月　同社取締役 平成13年６月　同社常務取締役 平成15年６月　野村ホールディングス㈱執行役 野村證券㈱常務執行役 平成17年４月　野村證券㈱代表執行役専務執行役 平成17年６月　当社取締役 平成21年１月　㈱ジャスダック証券取引所取締役代表執行役社長 平成22年４月　当社副社長執行役員（現任） (担当)　ジャスダック本部，市場企画本部	―
4	やまざわこうたろう 山　澤　光太郎 (昭和31年10月８日生)	昭和55年４月　日本銀行入行 昭和59年５月　ペンシルバニア大学留学(MBA取得) 平成12年６月　日本銀行人事局人事課長 平成16年３月　日本銀行函館支店長 平成18年７月　当社調査役 平成18年９月　当社執行役員 平成20年６月　当社常務執行役員 平成21年６月　当社取締役 平成22年４月　当社取締役 常務執行役員（現任） (担当)　市場企画本部，次期システム開発プロジェクト (重要な兼職の状況) ㈱日本証券クリアリング機構社外取締役	1株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	かりのよしのり ※ 狩野芳徳 (昭和32年11月29日生)	昭和55年４月　日本電信電話公社入社 昭和63年９月　エヌ・ティ・ティ・データ通信㈱（現　㈱エヌ・ティ・ティ・データ）金融システム事業部担当課長 平成７年４月　同社金融システム事業本部担当部長 平成18年８月　同社金融システム事業本部副事業本部長 平成21年７月　同社第三金融事業本部副事業本部長 平成22年５月　当社顧問（現任）	―
6	おくだつとむ 奥田　務 (昭和14年10月14日生)	昭和39年４月　㈱大丸入社 平成３年９月　㈱大丸オーストラリア代表取締役 平成７年５月　㈱大丸取締役 平成８年５月　同社代表取締役常務取締役 平成９年３月　同社代表取締役社長 平成15年５月　同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年６月　当社取締役（現任） 平成19年９月　Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役社長兼最高経営責任者 ㈱大丸代表取締役会長 平成22年３月　Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者（現任） （重要な兼職の状況） Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者 ㈱りそなホールディングス社外取締役 ㈱毎日放送社外監査役	1株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	かわむらゆうすけ ※ 川村雄介 (昭和28年12月５日生)	昭和52年４月　大和證券㈱（現　㈱大和証券グループ本社）入社 平成９年１月　同社資本市場本部シンジケート部長 平成12年３月　同社退社 平成12年４月　長崎大学経済学部，同大学院教授 平成19年６月　㈱ジャスダック証券取引所社外取締役 平成21年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授（現任） 平成22年４月　㈱大和総研専務理事（現任） （重要な兼職の状況） 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 ㈱大和総研専務理事	―
8	かわもとゆうこ 川本裕子 (昭和33年５月31日生)	昭和57年４月　㈱東京銀行入行 昭和63年９月　マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社 平成16年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任） 平成16年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 ㈱りそなホールディングス社外取締役 マネックスグループ㈱社外取締役 東京海上ホールディングス㈱社外監査役 ヤマハ発動機㈱社外取締役	９株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
9	さかいやたいち 堺 屋 太 一 (本名 池口小太郎) (昭和10年７月13日生)	昭和35年４月　通商産業省入省 昭和53年10月　執筆・評論活動開始 平成10年７月　国務大臣経済企画庁長官 平成12年12月　内閣特別顧問 平成13年４月　当社取締役（現任） 平成14年４月　東京大学先端科学技術研究センター教授 平成16年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 平成18年４月　早稲田大学特命教授 （重要な兼職の状況） ㈱堺屋太一事務所代表取締役 ㈱堺屋太一研究所代表取締役 富士ソフト㈱社外取締役	―
10	ささきしげお ※佐 々 木 茂 夫 (昭和19年10月12日生)	昭和44年４月　検事任官 平成13年11月　大阪地方検察庁検事正 平成16年１月　札幌高等検察庁検事長 平成17年４月　福岡高等検察庁検事長 平成18年５月　大阪高等検察庁検事長 平成19年８月　弁護士登録（大阪弁護士会）（現任） （重要な兼職の状況） 大阪弁護士会弁護士 大阪証券金融㈱社外取締役 ㈱神戸製鋼所社外監査役 積水樹脂㈱社外監査役	―
11	もりもとしげる 森 本 滋 (昭和21年３月28日生)	昭和44年４月　京都大学法学部助手 昭和46年８月　京都大学法学部助教授 昭和58年６月　京都大学法学部教授 平成４年４月　京都大学大学院法学研究科教授 平成21年４月　同志社大学大学院司法研究科教授（現任） 平成21年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 同志社大学大学院司法研究科教授	―

(注) 1　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2　※印は新任の候補者であります。
3　奥田 務，川村 雄介，川本 裕子，堺屋 太一，佐々木 茂夫及び森本 滋は，社外取締役の候補者であります。

4　奥田 務，川本 裕子，堺屋 太一及び森本 滋は，㈱大阪証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。なお，新任候補者である川村 雄介及び佐々木 茂夫については，本総会で取締役に選任された場合，独立役員として届け出ることを予定しております。

5　社外取締役候補者とした理由

奥田 務は，企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

川村 雄介は，学識経験者としての専門的見地から金融業務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

川本 裕子は，学識経験者としての専門的見地から金融業務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

堺屋 太一は，学識経験者としての専門的見地から経済全般に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

佐々木 茂夫は，法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

森本 滋は，学識経験者としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

6　社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは，当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由

川村 雄介は，大学教授としての高度な専門知識と高い見識を有し，社外取締役としての職務を適切に遂行することができると考えております。

川本 裕子は，大学教授としての高度な専門知識と高い見識を有し，社外取締役としての職務を適切に遂行することができると考えております。

佐々木 茂夫は，法律家としての高度な専門知識と高い見識を有し，社外取締役としての職務を適切に遂行することができると考えております。

森本 滋は，大学教授としての高度な専門知識と高い見識を有し，社外取締役としての職務を適切に遂行することができると考えております。

7　社外取締役との責任限定契約の締結

当社は，社外取締役　奥田 務，川本 裕子，堺屋 太一及び森本 滋との間で，会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役の選任が承認された場合，当社は，奥田 務，川本 裕子，堺屋 太一及び森本 滋との間で同責任限定契約を継続するとともに，新たに川村 雄介及び佐々木 茂夫との間で，同責任限定契約を締結する予定であります。

同責任限定契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

8　社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は，本定時株主総会終結の時をもって，奥田 務は４年，川本 裕子は６年，堺屋 太一は９年３か月及び森本 滋は１年となります。

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては，平成18年６月23日開催の第５回定時株主総会において，年額230百万円以内にする旨ご承認いただき，現在に至っておりますが，㈱ジャスダック証券取引所との経営統合に対応した取締役体制の強化に伴い，これを年額250百万円以内（うち社外取締役分は45百万円以内とし，従来どおり，使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しない。）に改定させていただきたいと存じます。

なお，現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役は６名）ですが，第２号議案を原案どおりご承認いただきますと，取締役の員数は11名（うち社外取締役は６名）となります。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

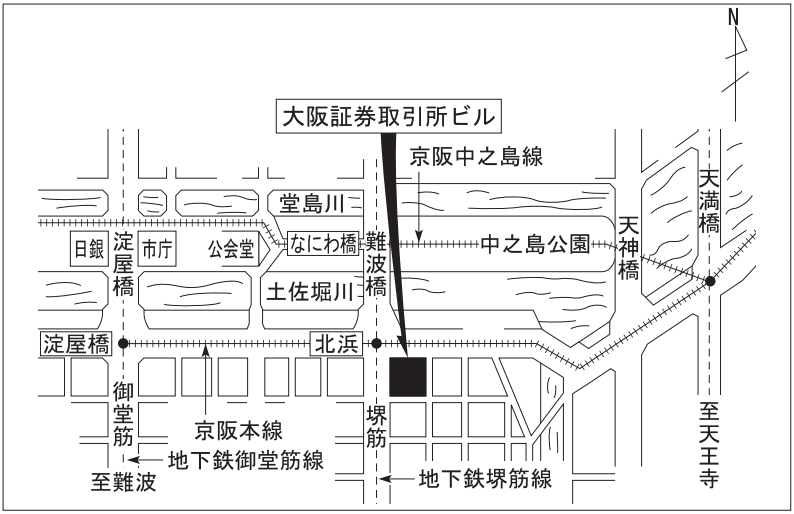

会　場　　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
TEL　06（6202）2311㈹

(交通機関)

- **北浜駅(地下鉄堺筋線１Ｂ出口・京阪本線27番出口)…徒歩約１分**
- **なにわ橋駅(京阪中之島線４番出口)…徒歩約４分**
- **淀屋橋駅(地下鉄御堂筋線２番出口・京阪本線20番出口)…徒歩約７分**

(お願い）当社専用の駐車場はございませんので，お車でのご来場はご遠慮ください。